

熊本市駐車場適正配置検討委員会〈第四回〉

1. 日時および方法

令和3年7月1日(木) 書面開催

2. 出席者

(1) 委員 (14名)

円山委員長、小葉委員、増永委員、坂本委員、西嶋委員、
松川委員、黒木委員、安田委員、河野委員、北川委員、
上田委員、堀田委員、溝尻委員、内田委員

(2) 事務局

市街地整備課

3. 議事

議案1 附置義務条例の改正（素案）について

議案2 配置適正化条例の策定（素案）について

4. 議事の概要

計画の基本方針および具体的な取組等について

- 「誰もが移動しやすく歩いてたのしめるまち」の実現に向けて、特に駐車場の観点から取組を推進するため、「まちなか駐車場適正化」計画を策定しました。
- 計画に基づき、駐車場の適正配置に向けて、3の基本方針に基づき8の施策を推進します。
- 今回の委員会においては、このうち5つの施策の推進に関する「附置義務条例の改正」と「配置適正化条例の策定」について審議します。

議案1 附置義務条例の改正（素案）について

- 附置義務条例は、一定規模以上の建物を新築等する場合に、駐車場の整備を義務付ける条例です。
- 条例の改正により台数の緩和等を行い、地域経済の活性化や交通円滑化等を促進します。

（ポイント）

① 駐車場台数の緩和

附置義務駐車場の台数を緩和することにより、建物や土地の有効利用を促進します。

② 公共交通の利用促進

附置義務駐車場の台数の低減措置（インセンティブ）を導入し、公共交通の利用を促進します。

③ 設置位置の緩和

駐車場を外縁部の立体駐車場等に確保することを可能とすることにより、土地の有効利用や交通円滑化を促進します。

④ 障がい者等用駐車場や荷さばき施設の確保

障がい者等用駐車場等の整備を義務付けることにより、誰もが安心して訪れられる環境の形成を促進します。

議案2 配置適正化条例の策定（素案）について

- 配置適正化条例の策定により、一定規模以上の駐車場を整備等する場合は、歩行者の安全性等に配慮した配置とするため、市に届出を行い、確認を受けることが必要になります。
- 条例の制定により、誰もが安心して訪れられる環境の形成等を図ります。

（ポイント）

① 駐車場を整備等する場合の届出

車室の面積が50㎡以上の一般公共の用に供する駐車場を整備等する場合は、市に届出を行う必要があります。

② 基準との適合を確認

歩行者の安全性等に配慮した配置等となっているか、市が基準との適合を確認します。基準に適合していない時は、指導等を行う場合があります。

【議題に対する質疑応答】

議案1 附置義務条例の改正（素案）について

[台数の緩和について]

(円山委員長・小葉委員・上田委員・北川委員)

附置義務台数を1/2に緩和する大幅な変更となるが、概ね適当と考えられる。

建て替えにあわせて駐車場台数を徐々に減少させるため、駐車場が足りなくなることが無いように、公共交通利用への転換を促進することが重要。

(事務局)

ご意見のとおり、駐車場が足りなくなること、交通混雑等が生じることがないように、駐車需要もあわせて適正化することが重要であるため、公共交通や自転車施策など、関連施策を総合的・一体的に取り組んでまいります。

[公共交通利用促進策について]

(小葉委員・溝尻委員)

公共交通利用促進のインセンティブ導入は良いと考えられるが、公共交通自体の利便性を向上すること(IOTによるスマートシティー化等)も重要。

また、より多くの市民の方々に向けて公共交通利用をPRするためにも、世代によって伝え方を変えることが重要ではないか。

(事務局)

ご意見のとおり、駐車場の適正配置に向けては公共交通の利便性向上が重要であると考えており、共同経営の推進や熊本版MaaSの導入に向けた検討等に取り組んでいるところです。

引き続き、様々な施策を総合的・一体的に取り組むとともに、市民の方々の世代に応じたPR等を通じて、公共交通の利用促進に取り組んでまいります。

(西嶋委員・増永委員)

台数の緩和率は、公共交通利用促進の効果の高さや範囲によって、緩和率を設定すべきではないか。

また、取組が継続して実施されるような仕組みが必要ではないか(緩和を受けるために最初だけ取組を実施して、あとは何もしなくても緩和を受けられる制度となっていないか)。

(事務局)

ご意見のとおり、効果の範囲も考慮して緩和率を設定することが重要であるため、他都市の事例等をさらに研究しながら、緩和率を設定いたします。

また、取組の継続を担保するため事業者より毎年活動の報告を義務付けるとともに、途中で取組ができなくなった場合は、附置義務駐車場を確保していただくことを想定しております。

[集約駐車施設の指定要件について]

(増永委員)

現在整備されている立体駐車場を有効活用するため、要件を設ける必要は無いのではないか。(既存の立体駐車場は全て指定の対象としても良いのではないか)

(事務局)

ご意見のとおり、現在整備されている立体駐車場を有効活用することは重要であると考えております。

一方で、附置義務駐車場を受け入れる余裕が無い立体駐車場や、交通混雑に影響を及ぼすおそれのある立体駐車場は、集約駐車施設に指定することが適当ではないと考えられるため、一定の要件は必要であると考えております。

[障がい者等用駐車場について]

(松川委員)

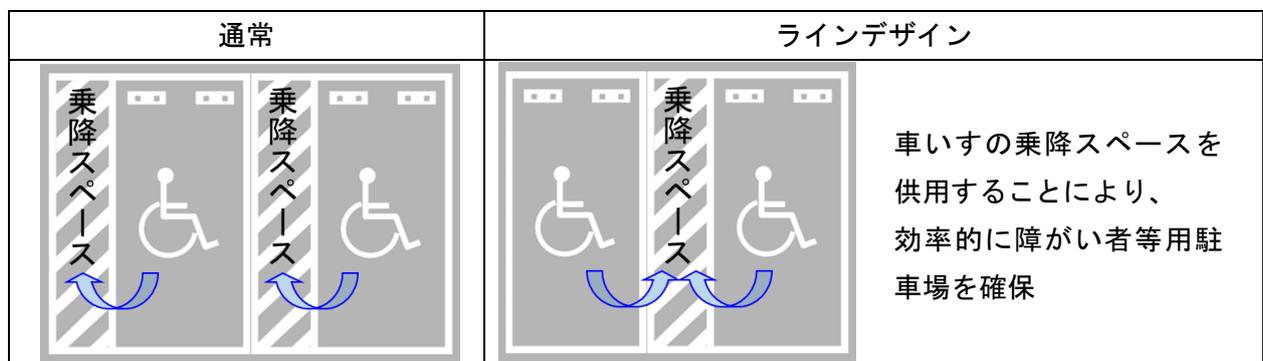
駐車場のラインデザイン^{*}の工夫により、効率的に障がい者等用駐車場を確保する方法があるので、これをうまく取り入れて欲しい。また、本委員会から、一般の方も障がい者の方も使いやすい、全ての人にやさしい駐車場の在り方について提言することを検討していただきたい。

(事務局)

ご意見のとおり、効率的に障がい者等用駐車場を確保する手法は重要であることから、附置義務駐車場においてもラインデザインによる工夫を取り入れることを検討したいと考えております。

また、今年度より面的・一体的なバリアフリー化の促進を進めるため、バリアフリーマスタープランの作成に着手することとしております。これと連携を図りながら、本委員会においても駐車場の在り方について検討を行いたいと考えております。

※ラインデザインのイメージ



[荷さばき施設について]

(上田委員)

ネット通販の普及により住宅への宅配も増えていることや、コンビニなどの小規模な建物については荷さばき施設が義務付けられないことから、共同で使用できるトラックベイの設置を検討して欲しい。

(事務局)

道路空間の再配分等を行うにあたって、スペースの確保が可能な場合は、関係者との協議等を踏まえて設置を検討したいと考えております。また、駐車場の届出に際して、事業者働きかけを行い、共同の荷さばき施設の設置促進を図ります(施策G-2)。

議案2 配置適正化条例の策定（素案）について

[指導等の内容について]

(増永委員)

オーナーの利益を考慮して駐車場を計画するため、構造基準と合わない配置にしなければ成り立たない場合も想定される。その場合、指導等はどこまで行われるのか。

(事務局)

今回の条例において、まずは指導・勧告により安全な駐車場の整備を促進するものです。

今後、課題の解決が図られない場合は、規制手法の導入についても検討することとしております。

[構造基準の内容について]

(内田委員)

歩道に面する駐車枠からの歩道へ張り出しや、歩行者との衝突を防止するため車止めや柵などの設置を基準化できないか検討してほしい。

(事務局)

ご意見を踏まえ、駐車場の出入口以外の部分から、駐車場外に車両が出入りできない構造とすることなどを基準に盛り込むことを検討します。

その他

(西嶋委員)

市民の方々に、何のために附置義務条例の改正等を行っているのか、目的を理解してもらうため、目標としている将来のまちなかの姿を提示し、その中で駐車場の適正配置が果たす役割を示すことが重要ではないか。

(事務局)

「誰もが移動しやすく歩いて楽しめるまち」の実現に向けて様々な取組を進める中で、特に駐車場に関する施策を推進するために「まちなか駐車場適正化計画」を策定し、今回の条例改正等に取り組んでいるところです。

ご意見を踏まえ、まちづくりの中で駐車場の適正配置が持つ役割をご理解いただけるよう、資料を修正いたします。

(坂本委員)

建て替えの促進や誰もが安心して訪れられる環境の形成等につながる、重要な条例の改正であることを理解していただき、市民の共感を得ることが大事だと思うので、条例改正、策定後の情報発信に努めていただきたい。

(事務局)

ご意見のとおり、市民や事業者の方々に、条例改正の効果などについてご理解・共感いただけるよう積極的なPRを行い、地域経済の活性化等につなげてまいりたいと考えております。